

届出・戸籍等の証明

戸籍・住民登録に関する主な届け出

市民課市民年金係 内線3112・3113・3119 地域住民課市民係 内線2118・2119



このような時	種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 出生届書(出生証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証(児童手当の手続きをする場合、請求者のもの)
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡届書(死亡診断書) <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者のみ)
結婚するとき	婚姻届	期間の定めはありません(届出により法律上の効力が発生します)。	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻届書(成人2人の証人の署名・押印が必要) <input checked="" type="checkbox"/> 夫と妻の戸籍謄本(名寄市に本籍のない方) <input checked="" type="checkbox"/> 夫と妻の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者は父母の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
離婚するとき	離婚届	▶協議離婚の場合は期間の定めはありません(届出により法律上の効力が発生します)。 ▶裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚届書 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚の場合、成人2人の証人の署名・押印が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 調停の場合は調停調書、審判判決の場合は審判書と確定証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(名寄市に本籍のない方) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
市外から引っ越してきたとき	転入届	転入した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所から発行されたもの。個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方で転入転出届の特例を受けている方は発行されません) <input checked="" type="checkbox"/> 通知カードまたは個人番号カード <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書等(異動された外国人の方全員分) <input checked="" type="checkbox"/> パスポート(日本人で国外から転入する方または外国人で持っている方のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険受給資格証明書(該当者で前住所地で発行されたもの) <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険証(児童手当の手続きをする場合、請求者のもの)
市外へ引っ越すとき	転出届	転出予定日の前後14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ)
市内で住所変更をしたとき	転居届	転居した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 通知カードまたは個人番号カード <input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書(異動された外国人の方全員分) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(該当者のみ)
世帯主を変更したとき	世帯主変更届	世帯主を変更した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)

※持参していただく書類などは、個人により異なる場合があります。
 虚偽の届け出の未然防止・個人情報保護のため、戸籍の届出や住民異動届の手続きの際は、身分証明書を提示してください。運転免許証・パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書、また、これらの身分証明書が提示できない場合は、保険証・年金手帳などの提出をお願いします。

印鑑登録

- 市民課市民年金係 内線3112・3113・3119
- 地域住民課市民係 内線2118・2119
- 智恵文支所 ☎01654⑧2101

印鑑証明は、印鑑登録してある印鑑の印影を証明するもので、不動産の売買や登記、金融機関から融資を受けるときなどの重要な書類を作成するときが必要になります。

▶ 登録できる人

名寄市に住民登録している満15歳以上の方が登録できます(成年被後見人は除く)。

▶ 登録できる印鑑

1辺が8mm以上25mm未満の正方形に収まるもので、印影のはっきりしたものに限り、摩耗した印鑑やゴム印は登録できません。

▶ 登録方法

登録の手続きは、原則ご本人が行い、登録する印鑑と身分証明書が必要です。
 やむを得ない理由で代理人が申請する場合はお問い合わせください。

▶ 印鑑証明手数料

1件300円(印鑑登録証が必要となります。)

▶ 印鑑登録証再発行手数料

1件300円
 印鑑登録証の再発行の手続きは、原則ご本人が行い、登録する印鑑と身分証明書が必要です。
 やむを得ない理由で代理人が申請する場合はお問い合わせください。

個人番号(マイナンバー)カード

- 市民課市民年金係 内線3112・3113・3119
- 地域住民課市民係 内線2118・2119

個人番号(マイナンバー)カードは、マイナンバー制度において本人確認などに使用するICが搭載された顔写真入りのカードです。

表面には、住所・氏名・生年月日・顔写真が記載され、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として使用できます。裏面にはマイナンバーが記載されます。

電子証明書を搭載した方は、税の確定申告などの行政手続きをインターネットを通じて行うことができます。
 ◆個人番号カード、電子証明書発行手数料は、初回は無料です。

◆再発行手数料は1,000円(個人番号カード800円+電子証明書200円)

▶ 有効期間について

- ◆個人番号カード
 - …20歳以上の方:発行日から10回目の誕生日まで
 - …20歳未満の方:発行日から5回目の誕生日まで
- ◆電子証明書
 - 発行日から5回目の誕生日まで(更新する場合は、個人番号カードを持参のうえ、窓口へお越しください)
 - なお、婚姻や転居などにより住所・氏名などが変更になった場合は失効しますので、再発行を希望する方は窓口へお越しください。

〈広告〉



ピヤシリ山頂

慈しみの心で
 一生を讃えて尊厳なセレモニー

ベルゴ 士別ベルゴ会館

270台収容駐車場完備

葬儀・法要 24時間営業/年中無休

ベルゴ 士別ベルゴ会館

(株)ベルゴ名寄地区
 TEL.01654-3-6511

(株)ベルゴ道北代理店 士別市南町東4区472-35
 TEL.0165-22-4444

各種証明書

 **名** 市民課市民年金係 内線3112・3113・3119

 **風** 地域住民課市民係 内線2118・2119

 **智** 智恵文支所 ☎01654⑧2101

戸籍関係

戸籍関係の証明は、本籍地の市区町村へ請求します。
また、ご本人・直系の親族以外(兄弟等)の戸籍を請求する場合は委任状が必要になることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 戸籍関係の証明書等発行手数料

種類	手数料	内容
戸籍全部事項証明書	1通 450円	戸籍に搭載されている人、全部を謄写したもの
戸籍個人事項証明書		戸籍に搭載されている人のうち、必要とする人だけを謄写したもの
除籍謄本	1通 750円	除籍になった戸籍に搭載されていた人、全部を謄写したもの
除籍抄本	1通 750円	除籍になった戸籍に搭載されていた人のうち、必要とする人だけを謄写したもの
戸籍届受理証明書	1通 350円	戸籍の届出が済んだことを証明するもの

※戸籍届受理証明書について、上質紙の場合は1通1,400円となります。

住民記録関係

住民票の申請は、住民登録している市区町村へ請求します。

ただし、戸籍の附票の写しと身分証明書は、本籍地の市町村への請求となります。

また、ご本人・同一世帯以外の方の住民票や、ご本人・直系の親族以外の戸籍の附票等を請求する場合は、委任状が必要になることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 住民票関係の住民票等発行手数料

種類	手数料
住民票の写し	各1通 300円
住民票の写しの広域交付	
住民票記載事項に関する証明	
戸籍の附票の写し	
身分証明書	

※証明書を請求される際には、運転免許証、パスポートなど、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等を提示してください。
また、顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証・介護保険証・年金手帳等の書類2点を提示してください。

パスポート

名寄市に住民登録している方は、パスポート(旅券)の申請・受取りが、名寄庁舎ですることができます。

▶ 申請・受取りのできる方

日本国籍を有し、名寄市に住民登録のある方

▶ 申請・受取り日時・窓口

申請受付:9:00~16:30(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

旅券受取:9:00~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※市役所の開庁時間と異なっておりますのでご注意ください。

▶ 取扱窓口

【申請】市民課市民年金係

【受取り】市民課市民年金係

※申請から受取りまでに2週間程度かかります。

▶ 申請に必要な書類

- ①一般旅券発給申請書(市民課市民年金係の窓口にて用意してあります)
 - ②戸籍謄(抄)本(6か月以内に発行されたもの)
 - ③写真(6か月以内に撮影した、パスポート写真の規格にあったもの)
 - ④運転免許証などの本人確認書類
 - ⑤前回取得した旅券(失効している場合もお持ちください)
 - ⑥印鑑(朱肉を使用するものに限りです)
- ※その他、追加書類が必要になる場合があります。

▶ 手数料

旅券を受け取る際は、次の収入印紙、北海道収入証紙が必要ですのでご用意ください。

旅券の種類	手数料 (収入印紙+北海道収入印紙)
10年(20歳以上)	16,000円(14,000円+2,000円)
5年(12歳以上)	11,000円(9,000円+2,000円)
5年(12歳未満)	6,000円(4,000円+2,000円)

▶ 市内での主な収入印紙および北海道収入証紙取扱先

◎収入印紙 — 各郵便局

◎北海道収入証紙 — 北洋銀行名寄支店、北見信用金庫名寄支店、道北なよろ農業協同組合本所、道北なよろ農業協同組合名寄支所